

第4期鳥栖市障害者福祉計画 (素案)

平成28年度～平成32年度

鳥栖市

◇ 障害の「害」の表記について

国の障害者制度改革推進本部では、法令などにおける表記の在り方について、「当面は現状維持」との見解を示されました（平成 22 年 11 月 22 日の第 26 回会合にて）。さまざまな検討の結果、本計画では「障害」と表記し、今後、関係機関と検討をしながら、適切な表記について協議していきたいと思えます。

◇ 表紙の絵について

この計画書の表紙の絵は、鳥栖市立ひかり園の園児たちのイラストです。顔の 1 つ 1 つが、生き生きと描かれ、心ひかれる絵になっています。

市長挨拶(挿入予定)

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
	1. 計画策定の背景と趣旨	1
	2. 計画の位置づけ	2
	3. 計画期間	3
	4. 計画の策定方法	3
第2章	鳥栖市の現状と課題	
	1. 人口・世帯数	4
	2. 障害のある人の推移	5
	3. 第3期鳥栖市障害者福祉計画に伴う取組状況	8
	4. アンケート調査から見てきた課題	14
	5. 福祉団体からの意見【関係団体ヒアリング】	18
	6. 課題の整理と取組	20
第3章	基本理念と基本方向	
	1. 基本理念	21
	2. 基本方向	22
第4章	分野別施策の基本的方向	
	1. 障害のある人の自立支援の充実	25
	(1) 生活支援	25
	① 相談支援体制の構築	25
	② 在宅サービス等の充実	27
	③ 障害児支援の充実	28
	④ サービスの質の向上	29
	(2) 保健・医療	30
	① 保健・医療の充実等	31
	② 精神障害のある人の地域移行	32
	③ 難病に関する施策の推進	32
	④ 障害の原因となる疾病等の予防・治療及び発達支援	32
	(3) 生活環境	35
	① 住宅の確保	35
	② 公共交通機関のバリアフリー化の推進	36
	③ 公共施設等のバリアフリー化の推進	36
	④ 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	36
	(4) 安全・安心	37

① 防災対策の推進	37
② 防犯対策の推進	38
③ 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	38
2. 障害のある人の地域生活への支援体制の充実	39
(1) 情報アクセシビリティ	39
① 情報提供の充実等	39
② コミュニケーション支援の充実	39
③ 行政情報のバリアフリー化の推進	40
(2) 差別の解消及び権利擁護の推進	40
① 障害を理由とする差別の解消	40
② 権利擁護の推進	41
(3) 行政サービス等における配慮	42
① 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	42
② 選挙等における配慮等	42
3. 障害のある人の社会参加・就労支援	43
(1) 教育、文化芸術活動、スポーツ等の振興	43
① インクルーシブ教育システムの構築	44
② 教育環境の整備	45
③ 文化芸術活動、スポーツ等の新興	45
(2) 雇用・就業、経済的自立の支援	46
① 障害者雇用の促進	46
② 総合的な就労支援	46
③ 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	47
④ 福祉的就労の底上げ	47
⑤ 経済的自立の支援	47
4. 計画の推進・点検・評価	49

資料

鳥栖市障害者福祉計画策定のためのアンケート調査	50
鳥栖市障害者福祉計画策定委員会設置要綱	98
鳥栖市障害者福祉計画策定委員会委員名簿	99
鳥栖市障害者福祉計画策定の経過	100

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

障害のある人もない人も地域社会の一員として社会のあらゆる活動に参画できる共生社会の実現は、市民みんなの願いです。

平成18年4月1日に施行された「障害者自立支援法」により、障害の種別にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化され、平成23年8月には、障害者基本法の一部が改正され、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」が明記されました。平成24年10月には、障害者の権利利益の擁護を図るための「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

その後、平成25年4月には、「障害者自立支援法」にかわり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、平成25年6月には、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の一部改正と「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、平成28年4月より施行されるなど障害者施策関係法令の見直しが進められています。

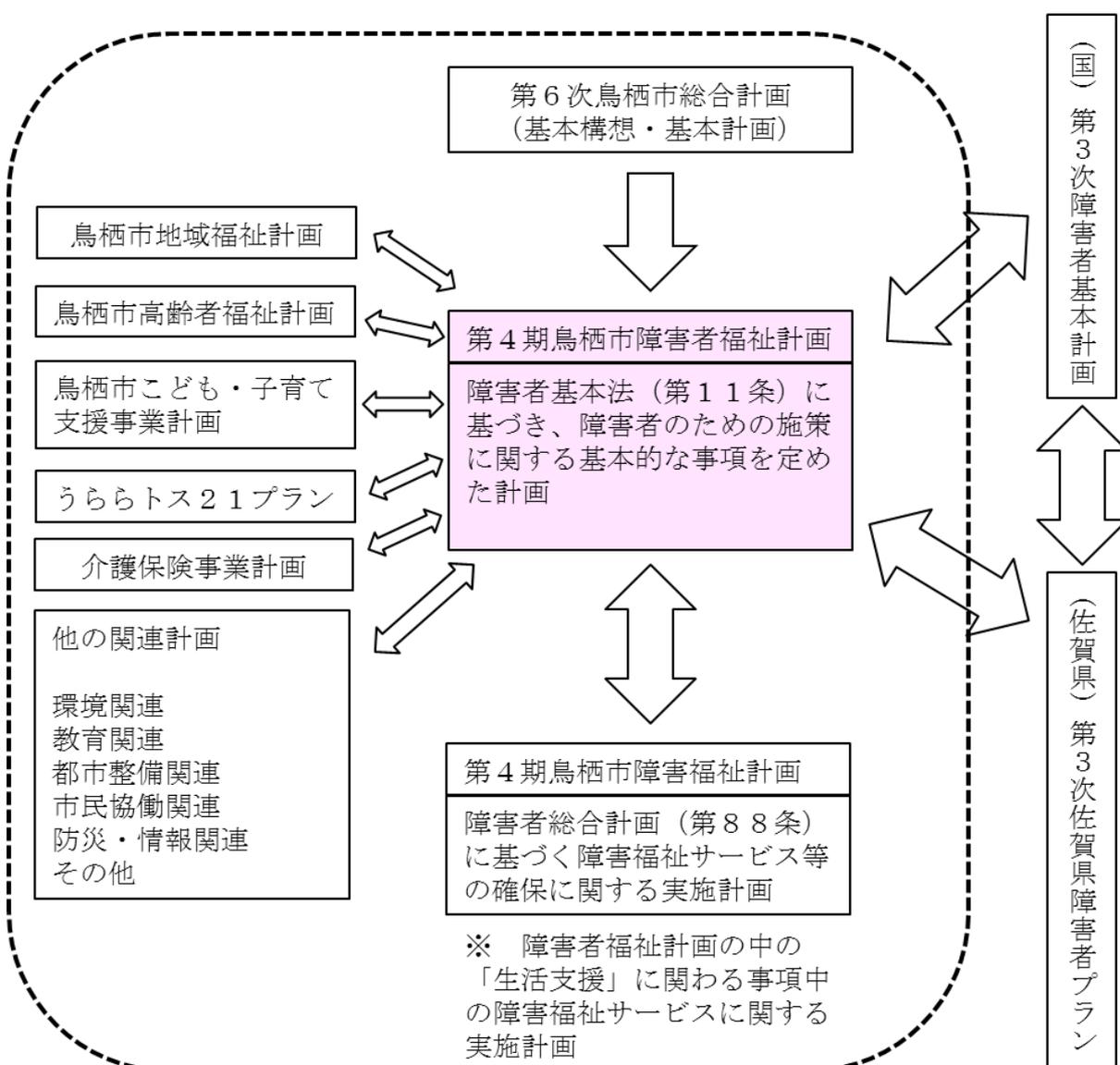
また、国においては、平成25年度から5カ年の「障害者基本計画（第3次）」が策定されており、障害者基本法が目的とする「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、障害のある人の自立及び社会参加・就労の支援、安心して地域で暮らしていくための各種施策を推進するために、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向が示され、佐賀県においても平成26年3月に、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、共に地域を支え合い、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現をめざした「第3次佐賀県障害者プラン」が策定されました。

本市では、このような法改正などの制度改革や、これまでの取り組みの結果、国が定めた基本指針などを踏まえ、平成23年3月に策定した第3期鳥栖市障害者福祉計画に必要な見直しを行い、策定するものです。

2. 計画の位置づけ

「鳥栖市障害者福祉計画」は、障害者基本法に基づく障害のある人への総合的な施策に関する基本的事項を定める計画です。「第6次鳥栖市総合計画」を上位計画と位置づけ、障害者総合支援法に基づき、数値目標や具体的な取組を定める「鳥栖市障害福祉計画」とともに、「鳥栖市地域福祉計画」や「鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」などの他の関連分野の計画と連携を図りながら推進していくこととします。

図1 鳥栖市障害者福祉計画の位置づけ



3. 計画の期間

「鳥栖市障害者福祉計画」の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間として策定しました。ただし、計画期間中においても、法制度の改正や社会情勢の大きな変化等必要が生じた場合は、適宜、見直しを行うこととします。平成32年度の次期鳥栖市障害者福祉計画の見直しに際しては、次期鳥栖市障害者福祉計画との統合を検討します。

図2 鳥栖市障害者福祉計画と鳥栖市障害福祉計画の計画期間

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
第3期障害者福祉計画					第4期障害者福祉計画				
第2期	第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		

4. 計画の策定方法

(1) 策定体制

福祉、保健、建設、就労、教育などの庁内関係部門で構成する「鳥栖市障害者福祉計画推進会議」及び有識者、保健医療団体、障害者団体、福祉施設、公的機関の関係者、市民の代表者と担当部課長で構成する「鳥栖市障害者福祉計画策定委員会」での協議を経て策定しました。

(2) 当事者・市民等の意見の反映手法

① 鳥栖市障害者福祉計画策定のためのアンケート調査

鳥栖市内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者を対象とし、平成27年10月にアンケート形式で調査を実施しました。調査結果については、集計、分析を行い、計画策定の基礎資料としました。

■ 回収状況

1. 調査票送付数 2,000人（無作為抽出）
2. 回収数 1,164人（回収率 58.2%）

② 福祉団体からの意見 【関係団体ヒアリング】

身体障害、難病については当事者の団体に、知的障害、精神障害、発達障害については家族会等への聞き取り調査を行い、計画策定の基礎資料としました。

③ 計画素案に対するパブリックコメント

平成28年2月1日（月）から2月29日（月）までの間、計画素案を公表し、意見を聴収する「パブリックコメント」を実施しました。

第2章 鳥栖市の現状と課題

1. 人口・世帯数

本市の平成26年度末の総人口は、71,813人であり、年齢構成比でみると、0歳～14歳までの年少人口比は、平成7年で17.2%あったものが、平成17年には、15.9%まで減少していますが、平成22年に16.5%、平成26年には、16.8%と増加傾向にあります。高齢者人口比は、平成7年で14.2%であったものが、平成26年には、21.4%まで増加しています。生産年齢人口比は平成7年以降減少に転じ、平成26年には、61.8%まで減少しています。世帯数は人口と同様に年々増加していますが、1世帯当たりの世帯人員は、核家族世帯・単身世帯の増加により、平成12年の2.98人から平成26年は2.50人と減少傾向にあります。

表1 鳥栖市の人口・世帯構成

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
総人口	57,414	60,726	64,723	69,074	71,813
	100%	100%	100%	100%	100%
世帯数(世帯)	18,033	20,391	22,808	25,219	28,717
一世帯当たりの世帯人員	3.18	2.98	2.84	2.74	2.50
男性	27,332	29,045	30,880	32,701	34,619
女性	30,082	31,681	33,843	36,373	37,194
年少人口(0～14歳)	9,854	9,822	10,293	11,418	12,083
	17.2%	16.2%	15.9%	16.5%	16.8%
生産年齢人口 (15～64歳)	39,415	41,125	42,732	43,422	44,365
	68.6%	67.7%	66.0%	62.9%	61.8%
高齢者人口(65歳以上)	8,145	9,764	11,681	13,610	15,365
	14.2%	16.1%	18.0%	19.7%	21.4%
前期高齢者 (65歳～74歳)	4,873	5,823	6,311	6,877	8,070
	8.5%	9.6%	9.7%	10.0%	11.2%
後期高齢者 (75歳以上)	3,272	3,941	5,370	6,733	7,295
	5.7%	6.5%	8.3%	9.7%	10.2%
年齢不詳	0	15	17	624	0

(資料：国勢調査平成7年～22年、住民基本台帳 平成27年3月末)

2. 障害のある人の推移

(1) 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳所持者は、平成26年度末現在で2,837人であり、等級別では「1級・2級（重度障害）」が全体の46.1%を占めています。1級の所持者は平成7年度が30.4%であったのに比べ、平成26年度は31.1%となっています。

時系列にみると、20年前の平成7年度を100とした場合に、平成26年度は108.1であり、年々増加傾向にあります。

また、障害種別では、音声・言語・そしゃく機能障害については減少していますが、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、肢体不自由、内部機能障害による手帳取得者については、増加しています。

<身体障害者手帳所持者数の推移>

単位：人

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
合 計		2,622	2,723	2,705	2,799	2,837
年 代 別	18歳未満	64	61	64	65	65
	18歳～64歳	894	900	858	819	751
	65歳以上	1,664	1,762	1,783	1,915	2,021
障 害 程 度 別	1級	797	819	831	876	883
	2級	421	429	417	424	424
	3級	386	410	385	409	407
	4級	571	619	629	642	655
	5級	271	264	267	268	287
	6級	176	182	176	180	181
障 害 種 別	視覚障害	157	160	153	158	168
	聴覚・平衡機能障害	202	216	218	224	226
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	26	23	24	21
	肢体不自由	1,533	1,568	1,552	1,605	1,662
	内部機能障害	704	753	759	788	760

資料：社会福祉課（各年度末現在）

(2) 知的障害のある人の状況

療育手帳所持者は、平成26年度末現在で523人となっています。

療育手帳の所持者数も年々増え、平成22年度の376人から147人の増加となっています。障害程度別の所持者をみると、重度、中軽度ともに増加しており、手帳取得の理解が進んでいます。

<療育手帳所持者数の推移>

単位：人

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
合 計		376	443	494	474	523
年 代 別	18歳 未満	80	103	127	130	131
	18歳 以上	296	340	367	344	392
障 害 程 度 別	重 度 (A)	163	194	208	187	217
	中軽度 (B)	213	249	286	287	306

資料：社会福祉課（各年度末現在）

(3) 精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成26年度末現在で411人と年々増加傾向にあり、通院医療費公費負担対象者も増加しています。

<精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>

単位：人

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
合 計	278	293	354	358	411	
障 害 程 度 別	1 級	30	28	27	26	29
	2 級	181	185	219	226	258
	3 級	67	80	108	106	124

資料：社会福祉課（各年度末現在）

<通院医療費公費負担対象者数の推移>

単位：人

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
通院医療費公費 負担対象者数	753	818	884	901	951

資料：社会福祉課（各年度末現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者の増加は、障害のある人の増加というだけでなく、家族等の手帳取得の理解が広がったことにより所持者が増えたことも考えられます。

高次脳機能障害や発達障害での手帳取得者も少しずつ増えてきています。

3. 第3期鳥栖市障害者福祉計画に伴う取組状況

第4期鳥栖市障害者福祉計画の策定に際し、第3期鳥栖市障害者福祉計画に伴う取組状況についてまとめ、障害者福祉計画策定のためのアンケート調査や福祉団体からの聞き取り等をもとに、本市の課題の整理を行いました。

第1章 安心して暮らす【第3期計画】

1. 生活支援

(1) 福祉サービス

① 在宅で利用できるサービス体制の充実

■ 取組状況

- 平成25年度から障害者の定義に難病患者を追加するなど、障害福祉サービスを拡充した。
- 地域の実情に応じた地域生活支援事業の充実については、平成26年度から成年後見制度利用支援事業を予算化し、平成27年度から手話奉仕員養成研修事業を行った。
- 地域自立支援協議会の活用としては、平成25年度から権利擁護部会を新設し、障害者虐待防止や権利擁護に努めた。

また、障害者総合支援法の改正に伴い、すべての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画を作成することが義務付けられたため、平成26年度から相談支援部会を新設し、圏域内の事業所の質の向上及び平準化を図った。

② 日中活動の場の充実

■ 取組状況

- 平成24年の児童福祉法の改正に伴い、より身近な地域で児童発達支援・放課後等デイサービス事業が行えるようになった。
- 障害のある人が安心して社会参加できるように、個別支援会議等で医療機関と連携した。

(2) 権利擁護

① 地域における権利擁護の体制づくり

② 権利擁護制度の活用促進

■ 取組状況

- 平成25年度から権利擁護部会を新設し、地域自立支援協議会の機能強化を図った。
- 虐待を早期に発見・防止するため、平成24年10月から平成25年3月まで本市社会福祉課内に障害者虐待防止センターを設置した。平成25年4月からは、1市3町で総合相談支援センターキャッチ内に虐待防止センターを設置した。

2. 移動支援

- ① サービス体制の充実
- ② 料金助成の周知
- 取組状況
- 外出介護事業所の確保に努め、障害のある人の社会参加を促進するために周知を行った。
- 料金助成制度について、障害者ハンドブックやホームページ等を利用し周知を行った。

3. 保健・医療

(1) 予防、早期発見

- ① 疾病の早期発見の徹底
- 取組状況
- 健康相談、健康教育、家庭訪問、健康診査等を通じて、疾病や障害の予防を行った。
- 生活習慣病予防講話などで知識の普及を行ったり、60～64歳の重度の内部障害者に対して、重症化を予防するために、予防接種費用の一部の助成を行った。

(2) 医療・リハビリテーション

- ① 地域医療体制の整備
- ② 公的医療費助成制度の充実と情報提供
- 取組状況
- 地域自立支援協議会の部員として、関係医療機関に参加してもらい連携を図った。

4. 住まいの場の確保

- ① ニーズに応じた住まいの確保
- ② 住宅のバリアフリー化の促進
- ③ 地域移行の支援
- 取組状況
- 総合相談支援センターキャッチを活用し、居住サポートを行った。
- 地域移行支度経費支援事業については、平成24年に特別対策事業の終了に伴い廃止した。
- 市営住宅を改修する際には、手すりの設置を行うなどバリアフリー化を推進した。
- 地域移行支援を行うため、相談支援事業所を確保した。

第2章 いきいきと暮らす【第3期計画】

1. 生涯学習・スポーツ・文化活動

- (1) 情報提供の充実
- (2) 学習及び活動機会の充実
- (3) 障害者団体活動の支援

■ 取組状況

- 行政情報や市民に関わりの深い生活情報等を掲載し、利用しやすいホームページを作った。
- 市有施設の改修時に、施設のバリアフリー化を行った。
- 福祉関連図書の充実及び文献を収集した。
- 体育館の利用等の支援を行った。
- 障害者団体等運営費補助金の交付等を通じ活動を支援した。

2. 情報・コミュニケーション支援

- (1) コミュニケーション支援のための人材育成の推進
- (2) コミュニケーション支援体制の充実

■ 取組状況

- 聴覚障害者の日常生活支援のために、手話奉仕員や要約筆記者を派遣した。
- 平成27年度から地域生活支援事業として、手話奉仕員養成講座を行った。

3. 雇用・就業

- (1) 相談・支援機能の充実
- (2) 障害に応じた多様な就労形態を目指した支援の充実
- (3) 福祉施策と雇用・労働施策との連携の強化
- (4) 就労移行支援
- (5) 広報

■ 取組状況

- 公園の清掃管理や体育施設の管理等を障害者就労施設に委託し、障害者の就労の場を確保した。
- 平成25年度から障害者優先調達推進法の制定に伴い、障害者就労施設からの物品や役務の調達に努め、その推進方針及び実績を公表した。

4. 社会活動への参画の推進

- (1) 市政への参画の促進
- (2) 障害のある人の社会活動の推進

■ 取組状況

- 障害福祉計画等の策定委員に障害者団体から選出した。

- 市報や地域自立支援協議会の部会等を通じて活動の紹介を行った。また、市役所窓口やホームページ等を通じピア・サポート等の情報提供を行った。

第3章 よりよく暮らす【第3期計画】

1. 相談・支援

- (1) 相談支援体制の強化
- (2) 障害者同士の交流の場の拡充
- (3) 情報提供体制の強化

■ 取組状況

- 平成25年度から地域自立支援協議会に相談支援部会を新設し、サービス体系の充実を図った。
- 障害者相談員にオストメイト協会からも相談員を推薦してもらい、多様な相談ができる体制を整備した。
- 障害者理解促進事業を通じて、障害者や保護者が交流する場を確保した。
- 平成26年度に、地域自立支援協議会の生活支援協議会を通じ、児童に対するサービスのハンドブックを作成し、特別支援学校に配布した。

2. 生活環境

- (1) 公共施設等・道路・交流のバリアフリー化の推進
- (2) 街なかでの心のバリアフリー化の推進

■ 取組状況

- 施設の改修時に手すりの設置等のバリアフリー化を推進した。
- 新鳥栖駅の設置に伴い、バリアフリー化・トイレのユニバーサルデザイン化を行った。
- 障害者理解促進事業の出前講座等を活用したり、市内商業施設にて福祉団体を中心とした音楽のイベントを行ったりすることにより、障害者や障害に対する理解を深めた。

3. 教育・療育

- (1) 障害児の早期発見

- ① 早期発見・相談体制の充実
- ② 保護者等への支援の充実

■ 取組状況

- 乳幼児健康診査や1歳6か月児、3歳児健康診査等を通じ、発達の遅れを早期に発見し、適切な指導支援を行った。
- すくすく子育て相談会や育児相談を行うことで、保護者等への支援を充実させた。

(2) 療育

- ① 療育・生活支援体制の充実
- ② 関係機関・庁内関係課との連携
- ③ 親への支援の充実
- 取組状況
- 特別保育事業により、障害のある児童を受け入れた。
- 地域自立支援協議会や療育支援会議を活用し、関係機関や関係課と連携強化を図った。
- 児童の発達や児童に対する関わり方等の研修を行った。

(3) 教育

- ① 特別支援教育の推進
- ② 就学指導の推進
- 取組状況
- 個々の特性に応じた支援や進路指導を行った。
- 特別支援学級指導補助員の配置等を行った。

第4章 みんなで暮らす【第3期計画】

1. 啓発・広報

- (1) 市民への情報提供の充実
- (2) 学校における福祉教育の充実
 - 取組状況
 - 行政情報や市民に関わりの深い生活情報等を掲載し、利用しやすいホームページを作った。
 - 発達障害に対する理解を深めるために、市内保育園の保育士や保護者を対象とし、研修会を行った。

2. 地域福祉

- (1) 災害対策
 - ① 災害時要援護者台帳の整備
 - ② 情報提供の充実と防災意識の向上
 - ③ 地域防災体制の充実
- (2) 地域での交流の場
 - ① 地域活動における交流の促進
 - ② 交流の場の充実
- (3) ボランティア活動
 - ① ボランティア活動
 - ② コーディネート機能の充実
 - 取組状況
 - 平成26年度に避難行動要支援者台帳の作成を行った。
 - 平成26年度に災害時に障害者を受け入れる障害福祉施設を3施設確保した。
 - 障害福祉施設における防災マニュアルの作成を推進した。
 - 地域で防災訓練を行ったり、緊急通報システムの利用についてホームページ等で周知した。
 - 障害者との地域交流イベントに市内中学生に参加してもらい、障害に対する理解を深めた。
 - ボランティア団体やNPO団体が行う事業に対し、活動を支援するための助成を行った。
 - ボランティア団体等を通じた市民交流や、小中学生を対象とした体験学習を実施した。
 - ボランティア養成講座を開催し、ボランティア活動の活性化を行った。

4. 障害者福祉計画策定のためのアンケート調査から見てきた課題

本調査は、市内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者2,000人を無作為抽出し、調査を行いました。

回収数は、1,164人で回収率は58.2%になりました。

(1) アンケート調査の考察

アンケート調査問59で、障害者施策の「優先度について調査」を行った結果、「保健・医療」が「特に優先すべき」、「優先すべき」を併せ93.1%、「障害福祉サービスの充実」が91.8%と高い優先度となりました。

問55の現在利用している福祉サービスについての満足度についてですが、「満足している」、「やや満足している」が57.8%と一定の評価を得ていますが、「やや満足していない」、「満足していない」と回答した方の意見として、「利用できるサービスが少ない」が27.9%、「サービス内容がわからない」が21.8%と高い回答になっており、障害福祉サービスや保健・医療等に対する制度の周知や相談体制の整備が必要であると考えられます。

「災害対策」については、問59の優先度としては2番目に高い92.1%となり、関心の高さが伺えます。問42の、災害時に障害に関する個人情報を行政機関や自治会などに事前に伝えてよいかの問いに対しては、「個人情報を事前に伝えてよい」と考える人が80.1%に達していますが、「いいえ」と回答した人の59.2%の人が個人情報の流出に不安を感じており、避難行動要支援者名簿の活用の際の課題となっています。

問46の平成28年4月から施行される障害者差別解消法に期待することは何かの問いには、「雇用の促進」が15.0%、「相談支援体制の強化」が14.7%と高い結果となりました。また、「法律のことを知らない」が11.2%、「分からない」が14.5%もあり、さらなる障害者差別解消法の啓発が必要である結果となりました。

(2) アンケート調査における主な意見

○ 障害福祉サービス・保健・医療等

- 自立支援協議会で鳥栖に合ったルールを作り、使い勝手の良い福祉サービスにしてください。
- サービスや施設（療育）を受けたくても場所が少なく（待機児童もいるので）遠方まで通うケースが多い。そのような場所を増やしてほしい。相談窓口が少ないように思う。相談しても人手不足のため回答を得るのに時間がかかり、動きが遅くなってしまう。早期発見早期療育は良いと思うが小さな子の受入が多くなるため小学校以降での療育の場所が少なくなり困る。
- 身体障害、知的障害者など見た目に分かる人の支援はなされているが、発達障害（アスペルガー、ADHD、LD）の理解や療育機関が少ない。こういう人達だけが集える場所ができればいいと思う。
- 障害者の潜在的能力を引き出せる施設、指導者、育成してもらいたいです。
- 重心医療など福岡はたてかえなしなのでなるべくそのようにしてもらいたい。
- 鳥栖市の場合、医療費の一部負担金（透析治療費）は市役所と病院の連絡で本人が1月分払ってその後請求するのは大変です。福岡県は全く支払金はどの病院に通院してもありません（1級、2級の方）その手続きを簡単にしてください。
- 精神障害者への年金が少ない。いつもお金が無いので今後生きてゆけるかどうか不安（どうにもならない現場に不安）です。
- 国民年金や厚生年金については周知される機会も多く認知度は高いが、障害年金に関することについては広報が少ないため知らない人が多い。もっと社会的に分かりやすくするべきではないか。
- 通園、通学できる所が無い。現在では中原養護に行けるが、金立養護では遠すぎる。
- タクシー券をもらって助かった。
- 障害者には障害の種類、等級にかかわらず福祉タクシー料金助成をお願いできたらと思います。

○ 生活環境

- 民間タクシーではなく行政タクシー（介護）の設立を求めたい。
- 町内にはバス等がない為、近くのバス停までいくのには足が悪いため、痛みがある時には歩けない。
- バスの運行の便を増やして欲しい
- 車の運転がやっと出来、近くのマーケットなら買い物また、近くの病院

までの通院はできますが車を降りてから、内部への進行が不自由なので駐車場（障害者用）の確保

- 歩道の段差がありすぎてあぶなすぎる。本当に障害者の気持ちになって作った物なのかわからない。
- 障害者用のトイレ地図が近県を含めてあればと思います。外出がしやすくなります。

○ 情報アクセシビリティ

- 公共施設、商業施設で障害者駐車スペースが少なく、また、一般の人が普通に利用されており、周知をお願いしたい。
- 障害児を持って初めて知ることがとても多いです。ということは、障害者を家族にもたない方は、障害者福祉に関する知識や関心がないと思われる。もっと情報を発信すれば、早期療育にもつながると思います。
- 窓口に行くとても親切に教えていただけるのでいつも行ってよかったですという気持ちになります。

○ 障害に対する差別解消・理解促進

- 障害者差別解消法、成年後見制度など内容をくわしく教えて欲しい。文章などにして送って欲しい。
- 障害者の横の連携が必要なのに、プライバシー保護などで、以前のように名簿さえないというのは不自然ではないだろうか。障害者だけが持つ特有のプライバシーは何なのか。それを強調するほうが、差別ではないだろうか。
- いつも郵便が送られている時に「障害者福祉係」と封筒に記載されて届きますが、配慮不足ではないですか？取扱課の「社会福祉課」「障害者福祉係」という名称は伏せて親展や重要郵便で送る配慮をして欲しいと常々思っています。今後の配慮に期待しています。大切な個人情報なので、大切に扱ってください。
- 弱者への偏見、差別、虐待のない社会。
- 見た目はどこも悪くないのでみんな理解してくれない。精神障害は難しい。
- 下肢障害者手帳を持っていますが、見た目は普通の人と変わらないので、障害者用トイレや駐車場を利用すると変な目で見られます。今はリハビリで健常者と変わらず歩けるようになったのですが、排尿障害があり、今までの健康体ではありません。見た目障害があるないを決められるのでとても嫌です。
- もう少し全ての人々に対して精神障害者の気持ちを理解してほしい
- そろそろ障害者という言い方を変えませんか。
- 大型施設（スーパー等）や市民会館等の障害者専用駐車場に健常者が平

然と駐車しており市民のモラルの向上を願います。

○ **社会参加**

- 障害者の経験発表会。(障害の理解者の増員)
- 障害者に対する偏見をなくしてもらえるように講演会などをしてもらいたい。市役所の窓口でも行政サービスについてももっと知らせてもらいたい。
- スポーツ交流があれば、障害者の気持ちも、分かるかも知れません。
- スポーツなどを通してもっと障害者と市民がふれあえる機会が増えれば偏見など少なくなるかも。
- 障害者のいこいの場があれば、ストレスの空気抜きもできるのでは。(地域支援センターの設置)

○ **就労支援**

- 就労支援に力を入れてもらいたいです。
- 私のためであるとは分かっているが、選択権が少なく感じる。就労支援施設の援助を受けているが、就労に関して就労支援施設が用意してくれた範囲内での選択となっている。
- 就労について余りにも情報が少ない。雇用の場が無く、一般就労で働くしかない。(障害の内容を伝えず)結果、精神的に無理をして離職せねばならない。
- 雇用就労もっと支援してほしい

5. 福祉団体からの意見【関係団体ヒアリング】

日 程 平成27年10月21日（水）～平成27年11月16日（月）

団体数 5団体

(1) 団体運営上の課題

- 会員が減少し、新規会員が増えない。
- 会員の高齢化。
- 団体への加入を呼びかけるために市報に掲載できないだろうか。
- 障害者手帳を交付する際に、団体のパンフレットを配ってほしい。
- 県等からの補助金が減少し運営が苦しい。
- 現在、月に2回社協で相談窓口を設けているが、相談に来る人が少ない。
- 発達障害について、市報等に掲載してほしい。
- 本人のことで周りからいろいろ言われている兄弟児もいるため、兄弟児のサポートも行っている。兄弟で思いっきり遊べる場所を提供しており、兄弟の絆も生まれる。
- 交流会は「情報」、「交流」の2部構成とし、情報の共有化を図っている。
- 一般就労や高校・大学への就学等で来なくなってしまい、せっかくできた関係性が途絶えてしまう。
- 障害に対する理解を深めるため、地域との交流を深めていきたい。

(2) 障害者を取り巻く現状

- 障害者差別解消法が施行されるが、合理的配慮の範囲はどこまでか。
- 退院してもすぐには仕事ができないため、日中の居場所がない。
- 地域移行に必要なグループホーム数が足りない。
- 日常的に気軽に行ける場所とかがあるとよい。
- 入院している人が地域に戻ってくるための受け皿が少ない。
- 心配性な人が多いため、夕方になると不安になることが多い。
- 指導員が作業を手伝うことになり、ゆっくり指導する時間がとれない。
- 介護者の高齢化。いざという時に一人で生きていけるのだろうか。
- タクシー券の枚数が少ない。
- JRの運賃割引が現在では100km以上という決まりがあるが、なくしてほしい。
- まちづくり推進センター、サンメッセ、文化会館はバリアフリーになっているが、病院や銀行などはなっていないところもある。
- 障害者を盛り上げるような施策をしていきたい。市に頼ってばかりではなく、自分たちでも頑張っていきたい。
- 施設のカウンターと椅子の高さが合っていない。
- 実際に道路を歩いていて、段差がある箇所を調べる必要があるのでは。
- 親亡き後の住む場所が心配。地域でどう生きていくかという視点が必要。

- 後見人の業務を担う人材の育成が必要ではないか。市民後見人など市が育成にかかわってほしい。
- 災害時に避難場所に行けない人の食事はどうなるのか。
- 緊急時には避難行動援護者台帳は開示するのか。マイナンバーを利用できないのか。
- 避難場所の周知が充分ではないのでは。
- 避難場所等で非常食の備蓄を行っているのか。
- 療育の場所が増えてほしい（予約ができない）。
- 障害福祉サービスや障害児通所支援の自己負担上限額がもっと小刻みになってほしい。
- 一人暮らしの経験がない子どもたちが一人暮らしをするための訓練ができる場所があるとよい。
- 制度の狭間（難病）にいる人たちがきつい。
- 学校の先生であっても、難病に対する理解が深まっていない。会社で働いても、雇用主の理解もまだ足りていない。
- 周りの理解を得るのが難しい。どこに相談に行ってもいいのかわからない。利用できる制度がわからない。

6. 課題の整理と取組

第3期障害者福祉計画の進捗状況、本市が行った第4期障害者福祉計画策定のためのアンケート調査、団体ヒアリングや国の障害者福祉施策の動向を踏まえ、課題を整理し、障害のある人が住み慣れた地域で社会参加しながら、自立した生活を送り、福祉施設や病院から地域に生活の場を移し、安全に安心して生活を営めるように、3つの取組体系にまとめ、福祉施策を推進します。

◆ 課題取組の体系

(1) 障害のある人の自立支援の充実

障害のある人が自立した生活が送れるように、介護や機能訓練など、障害福祉サービスや保健・医療サービス等の提供体制の整備に努めるとともに、居住施設の整備促進などの充実を図り、安全で安心できるよう生活支援の充実に努めます。

(2) 障害のある人の地域生活への支援体制の充実

障害のある人が地域で安心して生活していくために、円滑に情報を取得し、適切な配慮を受けることができるように努めるとともに、また障害があってもなくてもお互いに尊重され、支え合う共生社会を目指し、障害を理由とする差別の解消に取り組みます。

また、様々な機会を通じて障害に対する理解促進に努めます。

(3) 障害のある人の社会参加・就労支援

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、教育、文化芸術活動・スポーツ等の振興を通じて、障害のある人の社会参加を促進します。

また、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労を、一般就労が困難である人には就労継続支援B型事業所等の利用ができるよう支援を促進します。

第3章 基本理念と基本方向

1. 基本理念

鳥栖市では、平成8年度の「鳥栖市障害者福祉計画」の策定以降、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念を継承するとともに、「障害のある人が自己選択と自己決定により社会のあらゆる活動に社会の一員として参加、参画できる共生社会を実現する」ことを基本理念として施策を推進してきました。今後も、障害者福祉の基本的な理念であり普遍的なものであると考え、将来にわたり継承していきます。

本計画でも、障害のある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、本市が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めます。

こうした障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合うことができる共生社会を実現するためには、障害のある人や家族・支援者等は地域社会に積極的に参画するとともに、地域に情報を発信し、相互理解を進めていく必要があります。

こうした取組を通じて、障害のある人もない人もお互いを尊重し、理解し、助け合うことができる、共に生きる地域社会の構築を目指し、第3期の鳥栖市障害者福祉計画の基本理念の考え方を継承し、障害者施策を市民全体で考え、取り組むため、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

～ 繋がり、支え合い、切り開く ～

認め合い、支え合いながら、自分らしく生きる力を発揮できるまちを目指して

2. 基本方向

本計画の基本理念である「～繋がり、支え合い、切り開く～認め合い、支え合いながら、自分らしく生きる力を発揮できるまちを目指して」や障害者基本法等を踏まえ、第4期鳥栖市障害者福祉計画においては、3つの取組体系と9つの基本方向に基づきながら、計画を策定・推進していきます。

1. 障害のある人の自立支援の充実

(1) 生活支援

障害のある人や障害のある児童が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の支援を適切に行います。

(2) 保健・医療

障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。
また、精神障害のある人の地域移行、社会復帰や社会参加の支援を行うとともに、難病に関する施策を推進します。

(3) 生活環境

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境を整備するため、障害のある人のための住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を図り、障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

(4) 安全・安心

障害のある人が地域社会において、安全・安心な生活を送ることができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図ります。

2. 障害のある人の地域生活への支援体制の充実

(1) 情報アクセシビリティ

障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上を推進します。

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消に取り組みます。あわせて、障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取組を推進します。

(3) 行政サービス等における配慮

障害のある人が適切な配慮を受け、権利を円滑に行使することができるよう、障害のある人に対する理解の促進に努めるとともに、社会的障壁の除去について合理的な配慮に努めます。

3. 障害のある人の社会参加・就労支援

(1) 教育、文化芸術活動、スポーツ等の振興

障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、その特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障害のない児童生徒と共に学ぶことができるよう、教育の充実を図ります。また、障害のある人が円滑に文化芸術活動、スポーツ等を行うことができるよう環境の整備等を推進します。

(2) 雇用・就業、経済的自立の支援

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮し、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、また、一般就労が困難である人には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するよう支援を行います。あわせて、年金等の支給、経済的負担の軽減等により経済的自立を支援します。

図2 基本方向と取組

基本方向		取組
1. 障害のある人の自立支援の充実	(1) 生活支援	① 相談支援体制の構築 ② 在宅サービス等の充実 ③ 障害児支援の充実 ④ サービスの質の向上 ⑤ 人材の育成・確保
	(2) 保健・医療	① 保健・医療の充実 ② 精神保健・医療の提供 ③ 難病に関する施策の推進 ④ 障害の原因となる疾病等の予防・治療及び発達支援
	(3) 生活環境	① 住宅の確保 ② 公共交通機関のバリアフリー化の推進 ③ 公共施設等のバリアフリー化の推進 ④ 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進
	(4) 安全・安心	① 防災対策の推進 ② 防犯対策の推進 ③ 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
2. 障害のある人の地域生活への支援体制の充実	(1) 情報アクセシビリティ	① 情報提供の充実等 ② コミュニケーション支援の充実 ③ 行政情報のバリアフリー化
	(2) 差別の解消及び権利擁護の推進	① 障害を理由とする差別の解消 ② 権利擁護の推進
	(3) 行政サービス等における配慮	① 行政機関等における配慮及び障害者理解の推進 ② 選挙等における配慮
3. 障害のある人の社会参加・就労支援	(1) 教育、文化芸術活動、スポーツの振興	① インクルーシブ教育システムの構築 ② 教育環境の整備 ③ 文化芸術活動、スポーツ等の振興
	(2) 雇用・就業、経済的自立の支援	① 障害者雇用の促進 ② 総合的な就労支援 ③ 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 ④ 福祉的就労の底上げ ⑤ 経済的自立の支援

第4章 分野別施策の基本的方向

1. 障害のある人の自立支援の充実

(1) 生活支援

【現状と課題】

平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」に基づき、障害者が自ら選択した場所で、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を送るためには、地域における相談支援体制の充実が必要です。

近隣1市3町で、鳥栖・三養基地区総合相談支援センターキャッチに委託している「相談支援事業」につきましては、障害のある人やその家族等からの相談に応じ、関係機関と連携を図りながら、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行っています。

また、計画相談支援につきましては、平成26年度中を目途とし、障害福祉サービスを利用する全ての対象者について、サービス等利用計画の作成に努めた結果、平成26年度中にはほぼすべての対象者に計画の作成を行うことができました。

今後は、鳥栖・三養基地域自立支援協議会の相談支援部会を活用しながら、相談支援員の平準化や質の向上に努めます。

施設入所者、精神科病院に長期間入院している障害のある人を地域生活へ移行するためには、高齢化、重度化等に伴う多様なニーズに対応できるグループホーム等の住環境を整備するほかに、障害のある人の家族等がレスパイトできるよう短期入所を充実するなど、障害のある人の在宅生活を支援する体制を構築することが必要になります。

障害のある児童に対する支援については、平成24年の児童福祉法の改正に伴い、身近な地域での療育支援の充実が必要となってきました。

このような課題を踏まえて、障害のある人や障害のある児童、その家族の生活支援に取り組みます。

① 相談支援体制の構築

■ 施策の方向性

- 障害のある人の様々な困り事などに対応し、必要性に応じて障害福祉サービスを円滑に利用することができるように、相談支援体制の充実を図ります。
- 障害のある人の個々の心身の状況や障害福祉サービスの利用意向等を踏まえてサービス等利用計画の作成を行うとともに、適切なサービスの確保に努めます。
- 相談支援の提供体制を構築するため、鳥栖・三養基地域自立支援協議会を活用し、地域の関係機関との連携の強化を図ります。

■ 具体的取組

No	取組	内 容	所管課
1	地域における相談支援体制の充実	<p>障害のある人やその家族などからの様々な相談に応じる相談支援事業の充実に努め、地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置を検討します。</p> <p>また、指定相談支援事業所などの関係機関と連携を図りながら障害福祉サービスの利用に関する支援の充実に努めます。</p>	社会福祉課
2	計画相談支援の提供体制の充実	<p>障害のある人が、必要とするサービスを適切かつ計画的に利用することができるように、鳥栖・三養基地域自立支援協議会の相談支援部会を活用し、相談支援に従事する相談員に対する研修を実施し、相談支援の質の向上や平準化を図ります。</p>	社会福祉課
3	地域の連携とネットワークの強化	<p>地域における相談支援の中立・公平性を確保し、サービス利用に係る困難事例への対応などを円滑に行うため、鳥栖・三養基地域自立支援協議会を活用し、地域の関係機関の連携の強化を図ります。</p>	社会福祉課
4	成年後見制度の活用	<p>判断能力が十分でない障害のある人が、障害福祉サービス等を適切に利用し、自立した地域生活を送ることができるように、成年後見制度の活用に努めます。</p>	社会福祉課
5	ピアサポートの充実	<p>障害のある当事者同士やその家族が互いの悩みを共有する場や情報交換ができる交流の場の確保に努めます。</p>	社会福祉課

② 在宅サービス等の充実

■ 施策の方向性

- 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護等）については、障害のある人の地域移行を支える基本事業であり、今後もサービス量が増加することが見込まれますので、ニーズに対応できるようにサービス量の確保に努めます。
- 障害のある人が地域生活を送るため、身近な場所で、生活介護や就労継続支援をはじめとした日中活動系サービスを利用できるよう、事業所の確保を図るとともに、日常生活の支援に努めます。
- 障害のある人の地域生活を支えるサービスであるグループホーム等を利用し、障害のある人の住まいの場を確保し、地域生活への移行に努めます。
- 障害のある人に対し、創作的活動又は生産活動の提供、地域との交流の促進を行い、地域生活において自立した生活を営むことができるよう支援します。

■ 具体的取組

No	取組	内容	所管課
1	在宅サービスの充実	居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービスを実施し、在宅障害者の地域生活を支援します。 また、行動援護、同行援護、外出介護など障害のある人の移動に関するサービスについては、社会参加の機会の確保の観点から、サービス量の確保に努めます。	社会福祉課
2	日中活動系サービスの充実	障害のある人ができるだけ身近な地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう生活介護事業所や就労移行・就労継続支援事業所、また、医療と常時介護を必要とする障害のある人に対して必要な支援を行う療養介護事業所などの日中活動の場の確保に努めます。	社会福祉課
3	施設入所者等の地域移行の推進	グループホームの整備を通じ、施設入所者等の地域生活への移行を推進します。	社会福祉課

4	地域活動支援センターの利用	障害のある人が通い、創作的活動社会参加の促進等のために、地域活動支援センターを利用し、障害のある人の地域生活・日中活動を支援します。	社会福祉課
5	障害者団体等の支援	障害者団体等の円滑な運営及び活動推進を図るため、市内で活動する各種障害者団体等に対し補助金を交付し、各団体の自発的な取組を支援します。	社会福祉課
6	移動支援に関するサービスの充実	障害のある人の社会参加を促すため、外出介護事業の周知や福祉有償運送サービスの事業所との連携を図ります。 また、重度の心身障害がある人の外出を支援するため、福祉タクシー料金の一部を助成します。	社会福祉課

③ 障害児支援の充実

■ 施策の方向性

- 乳幼児期、小学校入学前、学齢期、卒業後のライフステージごとの支援を行うほか、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に専門員の巡回相談支援を実施し、障害が「気になる」段階からの支援を行うなど地域における療育支援体制の充実に努めます。
- 障害のある児童の健全な育成のため、障害のある児童の保育所等での受け入れを支援し、障害のある児童保育の充実に図ります。

■ 具体的取組

No	取組	内容	所管課
1	障害児通所支援の提供	在宅で生活する障害のある児童について、鳥栖市立ひかり園等で、児童発達支援等の障害児通所支援事業を実施し、障害児支援の充実に努めます。 また、療育機会の確保を図るため、若楠児童発達支援センター等と連携し、地域の療育支援体制を強化します。	社会福祉課

2	障害児保育の充実	<p>保育所において、発達に遅れのある児童を受け入れ、心身の発達を促します。</p> <p>さらに、多くの保育所や幼稚園で障害のある児童等の受け入れが可能となるよう鳥栖市立ひかり園等で行う研修会を通じて、職員の資質向上と保育内容の充実を図ります。</p>	<p>こども育成課 社会福祉課</p>
3	巡回相談の実施	<p>保育所、幼稚園、小中学校、障害児通所支援事業所を対象として、専門員による巡回相談を実施し、地域における療育支援体制の充実を図ります。</p>	<p>社会福祉課 学校教育課</p>
4	放課後児童クラブにおける障害児受入	<p>放課後児童クラブにおいて障害のある児童受け入れに努めます。</p>	<p>生涯学習課</p>

④ サービスの質の向上

■ 施策の方向性

- 利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

■ 具体的取組

No	取組	内容	所管課
1	サービス提供体制の確保	<p>利用者のニーズを的確に捉え、障害福祉サービス、相談支援を提供するための体制の確保に努めます。</p>	<p>社会福祉課</p>

⑤ 人材の育成・確保

■ 施策の方向性

- 障害の有無に関わらず、共に活動する市民及び市民活動団体と連携し、ボランティア活動を推進します。
- 地域で障害のある人や障害のある児童の支援に携わる人材の育成・確保に努めます。

■ 具体的取組

No	取組	内 容	所管課
1	ボランティア活動への支援	市民活動をはじめようとされている方々が、集い、情報交換し、活動を行う場としてとす市民活動センターを活用します。 また、社会福祉協議会を通じて、ボランティア養成講座や、中学生を対象としたボランティア体験学習を実施します。	市民協働推進課 社会福祉課
2	障害者（児）支援に携わる人材の育成・確保	巡回相談支援事業において、保育所、幼稚園、小中学校の職員等に対する指導を行います。 また、鳥栖・三養基地域自立支援協議会を活用し、障害福祉サービス事業所等の研修を行い、地域で障害者（児）支援に携わる人材の育成・確保に努めます。	社会福祉課

(2) 保健・医療

【現状と課題】

疾病等の早期発見と適切な対応を図るためには、日常的な健康管理や医療に関するサービスの提供が重要であり、障害のある人が地域生活を送るうえでも、充実が求められています。

乳幼児や出産前段階における予防的対応として、母子保健事業による健全な母性の育成、妊婦の健康維持を図り、出産・育児に関する不安を解消するための相談・教育などの支援を強化する必要があります。

発達の遅れのある児童については、1歳6か月健診や3歳児健診、保育所、幼稚園など日常生活の場における気付きによって分かる場合があり、早期発見・早期療育を図るためには、療育につなげる体制について整備する必要があります。

青壮年期、高齢期においては、疾病等の早期発見や治療に加え、生活習慣の見直しなど健康の維持増進を図るための取組が必要です。

行政においても、精神障害のある人の社会復帰、社会参加を促進するための施策の充実に努める必要があります。

発達障害のある児童に対する支援については、鳥栖・三養基地域自立支援協議会の児童部会である療育システム協議会を活用し、地域の関係機関と連携を図ります。

また、医療分野においては、障害のある人が地域で健康な生活を送るために、

重度心身障害者医療費助成事業などの支援が必要になります。

こうした課題を踏まえ、保健・医療の充実を図ります。

① 保健・医療の充実等

■ 施策の方向性

- 障害のある人が身近な地域で必要な医療を受け、健康な生活を送ることができるよう、医療費の負担軽減を図ります。

■ 具体的取組

No	取組	内 容	所管課
1	自立支援医療 (育成医療)の 給付	身体に障害がある18歳未満の 児童が、手術等を行うことで確実な 治療効果が期待できる場合に、必要 な医療費を自立支援医療費として 支給します。 児童福祉法に基づく全国的な公 費負担医療制度であり、円滑かつ適 切な実施に努めます。	社会福祉課
2	自立支援医療 (更生医療)の 給付	身体に障害がある18歳以上の 方が、手術等によって障害を軽く し、又は取り除き、あるいは、障害 の進行を防ぐことが可能な場合に、 必要な医療費を自立支援医療費と して支給します。 障害者総合支援法に基づく全国 的な公費負担医療制度であり、円滑 かつ適切な実施に努めます。	社会福祉課
3	自立支援医療 (精神通院医 療)の給付	精神障害者の通院治療に必要な 医療費を、自立支援医療費として支 給するため、申請を受理し、県に連 絡します。 障害者総合支援法に基づく全国 的な公費負担医療制度であり、実施 主体である県と連携を図りながら 円滑かつ適切な実施に努めます。	社会福祉課

4	重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳（1～2級）、療育手帳（A）所持者等を対象とした福祉医療費支給制度において、重・中度の障害のある人やその家族の経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成します。	社会福祉課
---	--------------	---	-------

② 精神障害のある人の地域移行

■ 施策の方向性

- 精神障害のある人の地域移行、社会参加を支援するための取組を推進します。

■ 具体的な取組

No	取組	内容	所管課
1	地域相談支援の提供体制の整備	精神障害のある人が地域における生活に移行し、居宅で暮らすことができるようにするため、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の提供体制の整備に努めます。	社会福祉課

③ 難病に関する施策の推進

■ 施策の方向性

- 平成25年4月より施行された障害者総合支援法の障害者の範囲に難病患者（131疾病）が追加され、平成27年7月には332疾病に拡大されました。障害福祉サービスを通じて、適切なサービスを提供します。

■ 具体的な取組

No	取組	内容	所管課
1	難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供	障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービス等の対象に新たに加わった難病患者等に対し、適切な福祉サービス等を提供します。	社会福祉課

④ 障害の原因となる疾病等の予防・治療及び発達支援

ア 疾病等の予防

■ 施策の方向性

- 妊婦健康診査や保健指導の実施等により、疾病等の早期発見及び治療に繋がります。

■ 具体的な取組

No	取組	内 容	所管課
1	知識の普及と保健指導の実施	出産前から乳幼児期に発生する疾病について、妊産婦とその配偶者、乳幼児の保護者に対して、妊娠・出産・育児に関する知識の普及や保健指導を行います。	健康増進課
2	妊婦健康診査の実施	妊娠高血圧症候群、貧血などの異常を早期発見し、必要な治療につなぐことにより安全な出産が迎えられるよう、妊娠期間中の健康診査を医療機関に委託して実施します。 また、14回の健康診査を公費負担し、受診の促進を図ります。	健康増進課
3	母子保健訪問指導の実施	保健師・助産師等が家庭を訪問し、乳幼児の健康状態、生活環境等に応じ、必要な保健指導を行います。	健康増進課
4	未熟児養育医療の給付	入院養育が必要な1歳未満の未熟児がいる家庭に対し、指定医療機関での入院養育に要する医療費（診察、薬剤、医学的処置等）や入院時の食事等の給付を行い、未熟児の健やかな成長を支援します。	こども育成課

イ 健康づくり

■ 施策の方向性

- 健康相談や健康診査を実施し、がん、心臓病、脳卒中等の死亡率の高い疾患や高血圧症、糖尿病等の生活習慣病の早期発見及び早期治療に繋がります。

■ 具体的な取組

No	取組	内 容	所管課
1	健康相談の実施	心身の健康に関する個別の相談に応じ、生活習慣の改善のために必要な指導・助言を行い、家庭における健康管理を支援します。	健康増進課

2	健康診査の実施	生活習慣病予防について広く普及・啓発し、健康診査受診率の向上を図るとともに、生活習慣の改善に向け、健康診査と保健指導を連続した一体的なものとして提供します。	健康増進課
---	---------	--	-------

ウ 障害のある児童の早期発見・早期療育

■ 施策の方向性

- 心身の発達の遅れがある児童について早期に発見し、適切な療育を行います。

■ 具体的な取組

No	取組	内容	所管課
1	乳幼児健康診査の実施	発達の遅れなどに必要な指導助言を行うため、1歳6か月児、3歳児の健康診査を実施し、乳幼児の健康増進を図ります。 また、健康診査において、乳幼児の発達に関する相談を行います。	健康増進課
2	障害児通所支援の提供（再掲）	在宅で生活する障害のある児童について、鳥栖市立ひかり園を活用し、児童発達支援等の障害児通所支援事業を実施し、障害児支援の充実に努めます。 また、療育機会の確保を図るため、若楠児童発達支援センター等と連携し、地域の療育支援体制を強化します。	社会福祉課
3	巡回相談の実施（再掲）	保育所、幼稚園、小中学校、障害児通所支援事業所を対象として、専門員による巡回相談を実施し、地域における療育支援体制の充実に努めます。	社会福祉課 学校教育課

(3) 生活環境

【現状と課題】

障害のある人等の自立支援の観点から、福祉施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行が重要な課題となっています。

障害のある人の地域移行を図るためには、グループホームや市営住宅への優先入居など、障害のある人の生活に適した住まいの場を確保する必要があります。

また、障害のある人の社会参加の促進、安全で快適な暮らしの実現を図るためには、公共的施設等におけるバリアフリー化に努めるなど、様々な場所において、障害のある人の視点に立った環境整備に努める必要があります。

こうした課題を踏まえ、障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

① 住宅の確保

■ 施策の方向性

- 障害のある人の生活に適したグループホームの整備促進を図ります。
- 障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう住環境の整備に努めます。

■ 具体的な取組

No	取組	内 容	所管課
1	グループホームの整備促進	障害のある人が地域で安全・安心して生活できる住まいの場であるグループホームの整備を促進します。	社会福祉課
2	市営住宅への障害者の入居支援	市営住宅における障害者世帯の優先入居枠の確保に努めます。	建設課
3	障害者住宅改修に対する助成	在宅の重度身体障害者の日常生活を容易にするとともに、介護を行う家族等の負担軽減を図るため、手すりの取付け、床段差の解消、洋式便器等への取替えなど住宅改修に要した費用の一部を助成します。	社会福祉課

② 公共交通機関のバリアフリー化の推進

■ 施策の方向性

- 公共交通手段の利便性向上などにより、良好な生活環境づくりに努めます。

■ 具体的な取組

No	取組	内 容	所管課
1	公共交通機関の利便性の向上	ミニバス等を活用し、公共交通機関の利便性の向上を図ります。	国道・交通対策課

③ 公共施設等のバリアフリー化の推進

■ 施策の方向性

- 障害のある人が暮らしやすいまちづくりの観点から、公共施設等においてバリアフリーの視点を取り入れた整備・改修等に努めます。

■ 具体的な取組

No	取組	内 容	所管課
1	市有施設等の整備	市有施設のバリアフリー化について、障害者にも安全・安心に利用できるよう、必要に応じた施設整備に努めます。	全 課

④ 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

■ 施策の方向性

- 誰もが安全・安心に生活し、社会参加できるように生活環境の整備に努めます。

■ 具体的な取組

No	取組	内 容	所管課
1	道路環境の整備	歩道の段差解消や誘導ブロックの設置等により、バリアフリー化を進めながら道路環境の改善に努めます。	建設課

(4) 安全・安心

【現状と課題】

障害のある人が住み慣れた地域において安全・安心な生活を送るためには、障害の特性に配慮した支援を行い、災害や犯罪による被害を未然に防止する必要があります。

平成23年8月の障害者基本法改正により、「防災及び防犯」と、「消費者としての障害のある人の保護」に関する施策の実施が、地方公共団体の責務とされました。災害発生時に障害のある人に適切に情報を伝達できる環境を整備する必要があります。

また、消費者被害にあいやすい障害のある人に対して、適切な情報の提供、啓発を行う必要があります。

このような課題を踏まえ、障害のある人が安全・安心な生活が送れるような取組を推進します。

① 防災対策の推進

■ 施策の方向性

- 障害の有無に関わらず、すべての市民が必要な情報を速やかに入手できるよう迅速な情報提供に努めるとともに、災害が発生した場合などの緊急時の避難支援体制を整備し、災害に強いまちづくりを目指します。

■ 具体的な取組

No	取組	内容	所管課
1	災害情報等の伝達・災害発生時における情報提供	各種災害の発生情報や避難情報などの情報提供に努めます。	総務課 社会福祉課
2	防災啓発・教育	各種災害を正しく理解し、災害発生時にどうするか、事前にどう備えるかの啓発・教育に努めます。	総務課
3	避難行動要支援者専用避難所の確保	避難行動要支援者専用の避難所を確保するとともに、必要がある場合に要請ができる福祉避難所を確保します。	総務課 社会福祉課
4	避難行動要支援者名簿の活用	災害時等に、障害のある人を保護するために、障害の状況や居住環境等を把握し、避難行動要支援者名簿を作成・更新を行	社会福祉課

		います。	
5	緊急時における通報体制の整備	ひとり暮らし等の重度身体障害者の住居に緊急通報システム機器を設置し、緊急事態における不安を解消するとともに、生活の安全を確保し、急病、災害等の緊急時に通報と救助を行う体制を整備します。	社会福祉課

② 防犯対策の推進

■ 施策の方向性

- 緊急時の通報体制を確保し、防犯機能の強化に努めます。

■ 具体的な取組

No	取組	内容	所管課
1	緊急時における通報体制の整備(再掲)	ひとり暮らし等の重度身体障害者の住居に緊急通報システム機器を設置し、緊急事態における不安を解消するとともに、生活の安全を確保し、急病、災害等の緊急時に通報と救助を行う体制を整備します。	社会福祉課

③ 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

■ 施策の方向性

- 障害のある人を含む社会的弱者に係る消費者トラブルの相談窓口を整備するとともに、消費者トラブルの防止及び早期発見、被害者の救済等に努めます。

■ 具体的な取組

No	取組	内容	所管課
1	消費者トラブルに関する啓発	障害のある人やその家族から消費生活に係る相談を受付けるとともに、消費者トラブルに関する啓発を行い、被害者の減少に努めます。	市民協働推進課 社会福祉課

2. 障害のある人の地域生活への支援体制の充実

(1) 情報アクセシビリティ

【現状と課題】

障害があるため、情報の収集・伝達に支障がある場合は、災害など非常時における避難誘導など、様々な点で影響がでてきます。

そのため、障害の有無に関わらず、全ての人が円滑に情報を入手し、共有することができるように情報伝達手段について配慮する必要があります。

そのような課題から、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

① 情報提供の充実等

■ 施策の方向性

- 市報の発行を点字化するなど、障害の特性に応じた方法による情報提供に努めます。

■ 具体的な取組

No	取組	内 容	所管課
1	市報点字化等の推進	視覚障害のある人への情報提供のため「市報とす」の点字化等に努めます。	情報管理課
2	ホームページによる情報提供の充実	市のホームページを活用し、障害福祉サービスなどの制度についての情報提供に努めます。	社会福祉課

② コミュニケーション支援の充実

■ 施策の方向性

- 手話奉仕員・要約筆記者の派遣により障害のある人のコミュニケーションを支援します。
- 手話奉仕員養成講座を開催することにより、手話表現技術の取得者を増やし、聴覚障害のある人等との交流活動の促進を行います。

■ 具体的な取組

No	取組	内 容	所管課
1	手話奉仕員・要約筆記者の派遣	聴覚障害のある人等が公的機関や医療機関等に出向く必要があるときに、意思の疎通に支障がある場合に、市が認めた個人及び団体から手話奉仕員、要約筆記者を派遣します。	社会福祉課

2	手話奉仕員の養成	聴覚障害のある人等との交流活動の促進、市の広報活動の支援者として期待される手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。	社会福祉課
---	----------	--	-------

③ 行政情報のバリアフリー化の推進

■ 施策の方向性

- 障害のある人に配慮し、分かりやすい情報の発信に努めます。

■ 具体的な取組

No	取組	内容	所管課
1	市政情報の提供等に関する配慮	障害のある人に関する情報や緊急時の情報提供については、分かりやすい伝達を心がけます。	全 課
2	ホームページの充実	必要な市政の情報等を容易に入手することができるよう、ホームページの充実に努めます。	全 課

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

【現状と課題】

障害のある人に対する差別の解消を図るには、市報やホームページによる周知やイベントの開催など、様々な機会を捉え、障害や障害のある人に対する理解の促進に努める必要があります。さらに、成年後見制度について、市長申立てによる利用支援を推進する必要があります。

このような課題を踏まえ、差別の解消及び権利擁護の推進に努めます。

① 障害を理由とする差別の解消

■ 施策の方向性

- 市民に対して障害や障害のある人に対する理解を深める事業や啓発を行うことにより、障害を理由とする差別の解消に努めます。

■ 具体的な取組

No	取組	内容	所管課
1	「障害者週間」の周知	障害者週間（12月3日～9日）について、市報等を活用し、市民への啓発を図ります。	社会福祉課

2	市報等を活用した啓発	市報やホームページ等を通じて、障害福祉制度の周知や障害及び障害のある人に対する市民の理解を深めていきます。	社会福祉課
3	福祉教育の推進	小中学生を対象として障害に対する理解を深めるために、出前講座を行い、福祉教育の推進を図ります。	社会福祉課 学校教育課
4	障害者アートによる啓発等	障害のある人が制作したアート作品を、多くの市民に鑑賞していただき、障害に対する理解を促すとともに、障害のある人の社会参加の推進を図ります。	社会福祉課

② 権利擁護の推進

■ 施策の方向性

- 障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の未然防止、早期発見、早期解決を図り、障害のある人の権利擁護を図ります。
- 障害のある人への成年後見制度の利用支援に努めます。

■ 具体的な取組

No	取組	内 容	所管課
1	障害者虐待防止センターの運営	鳥栖・三養基地区障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待に関する相談や通報を受け、虐待の未然防止及び早期発見に努めます。 また、関係機関との協力体制の整備や、支援体制の強化を図ります。	社会福祉課
2	成年後見制度の利用支援	身寄りがない知的障害者及び精神障害者について市長が家庭裁判所に対し、後見人等の選任を求めて申し立てを行います。 報酬費用負担が困難な場合には、市が経費の全部又は一部を負担し、障害のある人の権利擁護を図ります。	社会福祉課

(3) 行政サービス等における配慮

【現状と課題】

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、平成28年4月に施行されることとなりました。

行政機関等については、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある人が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的な障壁の除去について、その実施に過度の負担が生じない場合は、合理的な配慮を行わなければならないこととされました。

このような課題を踏まえ、障害のある人に配慮した行政サービスに努めます。

① 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

■ 施策の方向性

- 障害に関する理解を促進するため、必要な研修を市職員に対して行い、障害のある人に対する配慮に努めます。
- 事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害の状態などを考慮したサービスの提供を行います。

■ 具体的な取組

No	取組	内 容	所管課
1	職員研修の充実	市職員を対象として必要な研修を実施します。	総務課 社会福祉課
2	事業実施における合理的配慮の実施	事業を実施するに当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を行います。	全 課

② 選挙等における配慮等

■ 施策の方向性

- 障害のある人が円滑に投票できるように、投票しやすい環境への配慮に努めます。

■ 具体的な取組

No	取組	内 容	所管課
1	投票所における配慮の実施	投票所出入口等へのスロープ設置による段差解消や投票所への車いす配置、車いす利用者等が使いやすい低い記載台の設置など必要に応じて移動に困難を抱える障害のある人等が投票しやすい環境への配慮に努めます。	選挙管理委員会事務局
2	選挙に関する情報の提供	視覚障害のある人が投票しやすいよう、点字による候補者名簿を各投票所に備え付けます。	選挙管理委員会事務局

3. 障害のある人の社会参加・就労支援

(1) 教育、文化芸術活動、スポーツ等の振興

【現状と課題】

障害の有無に関わらず、全ての子どもは等しく教育を受ける権利を有しており、誰もが一人の人間として人権を尊重され、地域や学校で共に学び、支え合う教育が求められます。

そのため、全ての学校で、福祉、保健、医療など各分野の関係機関と連携を図りながら、障害がある児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな教育的支援を行う必要があります。

障害のある児童が障害のない児童生徒と共に教育を受けられるように配慮するインクルージョンの考え方に立ち、障害のある児童や保護者に対し十分な情報提供を行い、適切な教育的支援につなげるための相談機能の充実を図るとともに、通常の学級では能力を十分に伸ばすことが困難な児童生徒のためには、特別支援教育を充実させる必要があります。

また、障害のある児童が支障なく学校生活を送ることができるよう、小中学校校舎のバリアフリー化も必要になります。

文化芸術活動、スポーツ等の振興においては、障害に対する理解と障害のある人の社会参加を促すための取組を進めるとともに、生涯を通じた学習機会の確保など、障害のある人の自発的活動に対する支援が必要です。

こうした課題を踏まえ、教育、文化芸術活動等の振興に取り組みます。

① インクルーシブ教育システムの構築

■ 施策の方向性

- 障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、福祉、保健、医療などとの連携のもと、就学相談・就学移行相談を実施し、教育の充実を図ります。
- 障害のある児童生徒一人ひとりの障害や特性に応じた教育を提供できる体制づくりに努めます。

■ 具体的な取組

No	取組	内 容	所管課
1	就学・教育相談の充実	<p>障害や発達の遅れがある児童に応じた教育を提供するために、就学相談・就学移行相談を実施しています。</p> <p>各幼稚園、保育所への案内、保護者や教諭、保育士等を対象とした説明会の実施、さらに、小学校入学前に実施される就学時健康診断においても就学相談の案内をしていきます。</p> <p>今後もより望ましい就学や適切な教育的支援ができるよう情報提供に努め、本人及び保護者に対し適切に相談を進めていきます。</p>	学校教育課
2	特別支援学級の充実	<p>障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な児童生徒については、一人ひとりの障害の種類・程度等に応じ、小中学校の特別支援学級において適切な教育を行っていきます。</p>	学校教育課
3	巡回相談の実施（再掲）	<p>発達障害を含む障害のある児童生徒の実態に応じて、外部の専門家を小中学校に派遣し、学校の支援体制についての指導・助言や本人、保護者を支援する巡回相談を行っており、今後も発達障害等の早期発見・早期対応のために継続して実施します。</p>	学校教育課

② 教育環境の整備

■ 施策の方向性

- 障害のある児童生徒が、身近な地域で学校生活を送ることができるよう、適切に学校施設の整備に努めます。
- 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上を図り、特別支援教育の充実に努めます。

■ 具体的な取組

No	取組	内 容	所管課
1	学校施設の整備	当該児童生徒の進級時に配慮した施設整備に努めます。	教育総務課
2	教職員の専門性の向上	教職員が、障害のある児童生徒一人ひとりのニーズに応じた指導や支援ができるよう質の向上に努めます。	学校教育課

③ 文化芸術活動、スポーツ等の振興

■ 施策の方向性

- 障害のある人が文化芸術活動スポーツ等に親しむことができる環境づくりに努めるとともに、啓発等に取り組みます。
- 障害のある人の学習活動への参加を支援し、生涯を通じた学習機会の充実に努めます。

■ 具体的な取組

No	取組	内 容	所管課
1	障害者アートによる啓発等(再掲)	障害のある人が制作したアート作品を、多くの市民に鑑賞していただき、障害に対する理解を促すとともに、障害のある人の社会参加の推進を図ります。	社会福祉課
2	障害者スポーツへの参加や啓発	障害のある人のスポーツ参加や障害者スポーツに対する理解・啓発に努めます。	スポーツ振興課 社会福祉課
3	学習機会の充実に努めます。	生涯学習の一環として、障害のある人に、社会福祉会館にて行う講座を通じ、学習の場を提供します。	社会福祉課

(2) 雇用・就業、経済的自立の支援

【現状と課題】

障害のある人が地域で安定した生活を営むためには、就労によって経済的基盤を確立する必要があり、障害のある人やその家族の経済的自立を図るために必要な制度の周知に努めます。

また、公共職業安定所や県などの関係機関と連携を図りながら、障害のある人の就労に向けた支援や就労継続支援事業所等における福祉的就労の支援に努めます。

そのほか、公的年金や各種手当など、障害のある人に対する保障制度については、「障害者ハンドブック」やホームページを利用し、周知に努めます。

こうした課題を踏まえ、雇用・就業、経済的自立の支援に取り組みます。

① 障害者雇用の促進

■ 施策の方向性

- 障害者雇用に対する理解促進を図るとともに、障害のある人の雇用の場を確保します。

■ 具体的な取組

No	取組	内 容	所管課
1	事業主等に対する啓発	障害のある人に関する施策や事業等について、関係機関等と連携を図り、市民にとって分かりやすく有益な多くの情報を収集・発信し、啓発・広報に努めます。	社会福祉課

② 総合的な就労支援

■ 施策の方向性

- 公共職業安定所などの関係機関との連携を図りながら、充実に努めます。

■ 具体的な取組

No	取組	内 容	所管課
1	障害者就労支援	県や公共職業安定所、障害者職業センターなどの関係機関と連携を図りながら情報の共有化を図り、障害者雇用の創出に努めます。	社会福祉課
2	県障害者就労支援室との連携強化	県障害者就労支援室など関係機関との連携を強化し、就労を含む相談支援の充実に努めます。	社会福祉課

③ 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

■ 施策の方向性

- 県と連携しながら障害の特性に応じた就労支援の充実・強化に努めます。

■ 具体的な取組

No	取組	内 容	所管課
1	障害者就労支援（再掲）	県や公共職業安定所、障害者職業センターなどの関係機関と連携を図りながら情報の共有化を図り、障害者雇用の創出に努めます。	社会福祉課

④ 福祉的就労の底上げ

■ 施策の方向性

- 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等が提供する物品等の優先調達を推進します。

■ 具体的な取組

No	取組	内 容	所管課
1	障害者就労施設等からの物品等の調達の推進	障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための推進方針を作成・公表することにより、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先調達を推進します。	社会福祉課

⑤ 経済的自立の支援

■ 施策の方向性

- 障害のある人等に各制度の周知を進めることにより、適切な利用の促進に努めます。

■ 具体的な取組

No	取組	内 容	所管課
1	障害者年金制度の周知	障害のある人に関わる公的年金は、市の国保年金課で請求の受付を行っている障害基礎年金（国民年金）と、年金機構で手続きを行う障害厚生年金等について、広報紙等による周知を図ります。	国保年金課

2	公的手当の給付	特別障害者手当、障害児福祉手当及び特別児童扶養手当について、給付条件等を掲載した「障害者ハンドブック」を配布したり、市ホームページに掲載することにより、市民への周知を図ります。	社会福祉課
3	心身障害者扶養共済制度の周知	心身障害者の保護者が一定の掛金を払い、保護者に万一のことがあったとき、残された障害のある人の生活安定のため、終身一定の年金を支給する県の事業である「心身障害者扶養共済制度」について「障害者ハンドブック」に掲載し、周知を図ります。	社会福祉課

4. 計画の推進・点検・評価

障害者施策は福祉分野にとどまらず、子育て・教育、保健・医療、社会参加・就労、生活環境など、あらゆる分野にわたっており、特に地域での自立を目標とする本計画では、関係各課の横断的な連携が重要です。

また、本計画の中でもふれたように、障害のある人や家族はもちろん、一般市民や地域組織も一緒になった活動が求められています。それは、障害のある人をめぐるニーズを確認するためだけでなく、地域力を活かし、それぞれの特性に応じて主体的に役割と責任を分担する協働のまちづくりのためにも必要なプロセスといえます。

さらに、めまぐるしく変化する障害のある人に関わる法制度に的確に対応することはもとより、活動範囲の広がる障害のある人を多角的に支援するためには、国や県との連携も必要です。

また、障害のある人に関わる行政、教育、医療、福祉等で構成する「鳥栖・三養基地域自立支援協議会」と課題ごとに設けた5つの専門部会(権利擁護・児童・精神障害・相談支援・就労支援)で、障害者福祉計画の具現化に向けた協議を、随時行います。

本計画の推進にあたっては、このようにさまざまな連携に努めるとともに、限られた資源の効率的で効果的な活用のため、施策・事業の成果を点検・評価して、その充実や見直しを行っていきます。

また、必要が生じた際には、鳥栖・三養基地域自立支援協議会を活用し、関係機関からの意見を求め、必要な対策を講じることで、計画を着実に推進します。

資 料

障害者福祉計画アンケート調査

(1) 調査の目的

鳥栖市内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者を対象とし、アンケート形式で調査を行い、障害者福祉の方向性を探る基礎資料とすることを目的としています。

なお、この調査結果は、第4期鳥栖市障害者福祉計画に基づき実施する障害福祉施策において、障害のある人のご意見を反映するために活用します。

(2) 調査の方法

- ① 調査地域…鳥栖市内全域
- ② 調査対象…鳥栖市内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者2,000人
- ③ 抽出方法…無作為抽出
- ④ 調査方法…郵送による配布、回収
- ⑤ 調査期間…平成27年10月1日(木)～10月23日(金)
- ⑥ 実施主体…委託による
(特定非営利活動法人しょうがい生活支援の会すみか)

(3) 回収状況

- ① 調査票送付数 2,000人
- ② 回収数 1,164人
- ③ 回収率 58.2%